

## 「美夜古会」財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、美夜古会会則（以下「会則」という。）第6条における経費 について必要な事項を定めるものとする。

### (年会費)

第2条 本会正会員は、年会費を毎年納入しなければならない。ただし、第3条の者は除く。

- 2 年会費は、3,000円とする。
- 3 5年間分の年会費15,000円を一括納入することが出来る。この場合、納入期間中の年会費値上げについては対象外とする。
- 4 会則第5条第1項第3号の者は除く。

### (終身会費)

第3条 平成13年度（2001年度）以降西日本工業大学に入学した準会員は、終身会費として毎年積み立てる。休学等、特別の事由がある場合は除く。

- 2 終身会費は40,000円とし、年額10,000円とする。
- 3 第1項の準会員が中途退学し、会則第5条第1項第1号の手続きにより正会員となる場合は、終身会費の差額を納入しなければならない。
- 4 前項を除く終身会費徴収事務は、西日本工業大学に委嘱する。

### (特別終身会費)

第4条 年齢が60才を迎えた正会員は、特別終身会費として1口10,000円以上を納入すれば以降の年会費は免除する。

### (会費の返還)

第5条 第2条・第3条及び第4条において納入した会費については返還しない。

### (会計事務)

第6条 第3条第4項を除く本会会計事務は、同窓会「美夜古会」が行う。

- 2 本会会計出納は、事務局長及び事務局次長の財務担当の承認による。

### 附 則

- 1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成12年7月30日
- 3 一部改正 平成19年6月30日
- 4 一部改正 平成25年6月29日